

**おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業  
要求水準書（素案）概要版**

**1. 事業の対象範囲（P4～）**

**(1) 設計業務：本施設（町整備施設を除く）を対象**

- ア 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査等）
- イ 設計業務（本施設）
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ 交付金申請補助業務
- オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

**(2) 建設業務・工事監理業務：本施設（町整備施設を除く）を対象**

- ア 建設業務
- イ 什器・備品・遊具等の調達及び設置業務
- ウ 工事監理業務
- エ 近隣対応業務
- オ 施設引渡しに係る業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

**(3) 維持管理業務：本施設等を対象**

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 什器・備品・遊具等保守管理業務
- エ 公園・外構等維持管理業務
- オ 環境衛生・清掃業務
- カ 警備保安業務
- キ 修繕業務
- ク パークゴルフ場の維持管理業務
- ケ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

**(4) 運営業務：本施設等を対象**

- ア 統括管理業務
- イ 開園準備業務
- ウ 施設管理運営業務
- エ 料金徴収業務
- オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

**(5) 付帯事業：本施設等及びおおがわら千本桜スポーツパーク内施設を対象**

- ア 民間収益施設（付帯事業）
- イ 自主運営事業

## 2. 設計業務（P19～）※主な事項

### (1) 意匠計画・全体配置（P19）

- a. 周辺環境、景観に配慮するとともに、「大河原町都市計画マスタープラン」との整合を図ること。
- b. 全体配置は、利用者の安全性や利便性、サービス向上に繋がるように機能的な配置とし、効率の良い車両・歩行者動線の確保、駐車場からの利用者の動線に配慮し設置すること。
- c. 来訪者が本施設のにぎわいや活気を感じられるような施設配置とするほか、スムーズな動線計画及びサイン計画など、利用者のニーズに対応した施設とすること。
- d. 利用者の一般車両や歩行者とイベント時の資器材搬入出等の業務車両との動線の交錯を可能な限り避け、安全性に配慮した計画とすること。また、大会・イベント時における選手送迎バス等のアクセス方法や動線に配慮すること。
- e. 配置計画に当たっては、不審者の監視が容易で、かつ、できる限り死角をつくらない等、利用者の安心感・安全性の確保等に配慮した計画とすること。
- f. 本施設とパークゴルフ場及び本パーク内施設の連携が図りやすい配置とすること。本施設の建設中もパークゴルフ場及び本パーク内施設が利用し続けられることに配慮した配置とすること。
- g. 本施設の整備において、追加の造成工事が発生する場合には、本町と設計段階において協議すること。
- h. 冬季の蔵王おろしと呼ばれる季節風などの影響を考慮した施設とすること（開口部の向き等）。

### (2) 意匠計画・ユニバーサルデザイン（P20）

利用者等が本施設（外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。）を不自由なく安心して利用できることはもとより、子供から高齢者・障がい者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

車いす利用者に配慮した各種スペースの整備、スロープの設置、視覚障がい者に配慮した点字ブロック・点字表示や音声案内、聴覚障がい者に配慮した音声情報を視覚的に提供する電子掲示板などのサイン計画等、障がい者の施設利用にも十分配慮した計画とすること。

外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。また、サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとする。

### (3) 周辺環境・地球環境への配慮 (P21)

#### ① 地域性・景観性

地域及び事業予定地周辺との調和を図りつつ、地域に親しまれる景観を創るとともに、緑地の保全に最大限に努め、周辺環境にふさわしい計画とすること。

また、仙南地域広域景観計画（大河原町・柴田町中心部地区）に基づく内容とするとともに、白石川堤一目千本桜や蔵王連峰等の景観との調和やこれら眺望の確保に留意した計画とすること。

建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感や親しみのあるデザインとし、景観性を重視すること。

また、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

#### ② 環境保全・環境負荷低減

本施設は、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する他、二酸化炭素の吸収源やヒートアイランド現象抑制の観点から、環境負荷低減対策を図ること。

自然採光の利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等を図ることとし、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。ただし、西日対策等の競技環境を確保するための配慮を十分に行うこと。

また、省エネルギー化を図るため、断熱性について十分配慮した計画とすること。

加えて整備対象敷地内の雨水は、貯留あるいは浸透施設の整備により流出抑制を行うこと。なお建築物は、原則として ZEB 水準※に適合すること。

※再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m<sup>2</sup>未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 18 条により適用除外となる建築物を除く）。

### (4) 防災安全計画の考え方 (P22)

#### ① 災害時等の施設安全性の確保

地震、洪水、土砂災害等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。

地震時における安全対策として、高所にあるものについては落下防止措置を、ロッカー等の備品（非構造部材）等については転倒防止措置を講ずること。地震時の落下物やガラスの飛散等に対し、十分な対策を講じること。

多数の利用者が災害に対して安全に避難でき、かつ、施設を熟知していない利用者が円滑に避難できる計画とすること。

調整池は大雨時に雨水を貯める施設であるため、雨水貯留の可能性がある降雨時には利用者の立ち入りを制限できる施設とすること。

## ② 災害時の一時避難所機能としての利用

災害時において、本施設は地震災害時に指定緊急避難場所として使用されることを想定した計画とすること。

## ③ 平時の施設安全性の確保

施設利用者の利用に際し、必要に応じて各施設や周辺道路との境界等に柵を設置したり、滑りやすい部分では転倒防止等について十分配慮したりするなど、利用者・管理者の安全性、快適性に配慮した計画とすること。必要に応じて管理棟の空調等の仕様や運転方法にも配慮すること。

調整池については平時の安全な利用が確保できる範囲での利用方法を提案すること。その場合、平時利用する施設が、降雨時の一時貯留、排水の機能を阻害しないよう配慮すること。

## ④ 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、施設の保安管理に留意した計画とし、施錠装置は全諸室に設けること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備、防犯カメラ等を設置すること。

# 3. 設計業務（P31～）※主な事項

## (1) 設計業務対象施設に係る要件（P31）

### ① スポーツ施設・共通

- a. スポーツ施設は、多目的スポーツ広場、アーバンスポーツ広場を対象とし、利用者の多様なニーズに応じた運営が可能な計画の提案をすること。
- b. 設置する設備は事業者の提案によるが、競技力向上及び健康増進を図ることのできる施設として、初心者から上級者まで明るく開放感のある空間を形成すること。
- c. フットサルやテニス、スケートボード・BMX・パルクール等のアーバンスポーツの大会をはじめとしたイベント開催時にも来場者がスムーズに移動できるよう、歩行者動線等に十分配慮すること。
- d. 施設の仕上げの堅牢性や保護のための配慮を十分に行うこと。競技に応じた床面・壁面の破損等の対策を十分に行うこと。舗装面は各種スポーツによる荷重を考慮すること。また、太陽光や照明等を反射して競技に影響しないものとし、視認性に配慮した色彩とすること。
- e. 照明は、アーバンスポーツ広場及び多目的スポーツ広場をはじめとした施設ごとに夜間使用にも耐えうる照度を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。

- f. 各施設に放送設備を配置すること。
- g. 持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源を見込むこと。
- h. 自転車で来訪する利用者のために、必要に応じて各施設に駐輪できるスペースや自転車ラックを設けること。
- i. 利用者の熱中症対策等を考慮し、必要に応じて自動販売機の設置を行うこと。
- j. 柱や壁面へのデジタルサイネージの設置については事業者の提案によるが、デジタルサイネージを利用した広告事業は認めないものとする。
- k. 多目的スポーツ広場においては、以下の競技・活動等の利用を予定している。

表 想定する主な利用目的

| 施設        | 主な利用目的                          |
|-----------|---------------------------------|
| 多目的スポーツ広場 | フットサル、テニス、バスケットボール、その他各種イベント開催等 |

## ② スポーツ施設・多目的スポーツ広場

- a. 競技場の面積は 1,800 m<sup>2</sup>程度とし、事業者が想定する競技に必要な面積を確保し、整備すること。
- b. イベント利用の他、スポーツ会場等に使用可能な空間を確保すること。(想定する競技面積：フットサル公式 2 面、テニスコート 2 面程度)
- c. 夜間利用を想定して、照明設備を設置すること。
- d. 平常時やイベント時に BGM を流すことを想定して、音響設備（移動式でも可）を備えること。
- e. 床面はハードコートとすること。フットサル、テニス、バスケットボールが実施できるよう、競技に必要なラインを描くこと。
- f. フットサルコート、テニスコート、バスケットボールコート、コート間などの寸法については、「屋外体育施設の建設指針（公益財団法人日本体育施設協会）」を参照すること。
- g. 球技の飛球による施設及び機器の損壊を防ぐための十分な対策（防球ネット等）を講じること。フットサル利用にも配慮した天井・壁面・各種設備機器類の強度等の確保や施設内部の保護対策を講じること。
- h. 各種スポーツの大会や町内のお祭り等のイベントを想定して整備すること。

## ③ スポーツ施設・アーバンスポーツ広場

- a. アーバンスポーツ広場にはスケートボードパークを整備すること。
- b. スケートボードパークのほかに BMX、ボルダリング、パルクール、スラックラインをはじめとした施設を提案すること。
- c. アーバンスポーツ広場と隣接した場所に駐車場（普通車 20 台以上）を設けること。

- d. スケートボードパークは、移動可能なセクションを設置し、様々な組み合わせで楽しめるよう工夫すること。
- e. 機器・機材の重量や動作に耐えうる構造を選定すること。

#### ④ 公園・多目的広場

- a. 多目的広場は、遊具広場と合わせて 3,300 m<sup>2</sup>以上を整備すること。
- b. 多目的広場は、遊具広場と同様にクレイ舗装等とし、平坦性を確保すること。
- c. 多目的広場は、親子でのふれあいやイベント開催など、利用者がレクリエーションで利用できるよう整備すること。
- d. 多目的広場の排水性や土の飛散防止に配慮すること。
- e. 親と子が安心して楽しく過ごせる遊び場として、支障のない敷地形状・構造とすること。
- f. 乳幼児の休息や保護者の見守りのため太陽光線を遮ることのできる休養施設を配置すること。
- g. 多目的広場と園路等の境界付近を整備する場合は、例えばキッチンカーの乗り入れを想定するなど、利用形態に応じて適宜フェンスや車止めなどの管理施設を設けること。

#### ⑤ 公園・遊具広場

- a. 遊具広場は、多目的広場と合わせて 3,300 m<sup>2</sup>以上を整備すること。
- b. 遊具広場は、多目的広場と同様にクレイ舗装等とし、屋根付き遊具、児童遊具・健康遊具、公園灯、四阿等の休憩スペースを適宜設置し、年齢を問わず利用できるレクリエーション活動の場として整備すること。
- c. 配置は駐車場から車いす・ベビーカー等でのアクセスが容易な位置とすること。
- d. 親と子が安心して楽しく過ごせる遊び場として、支障のない敷地形状・構造とすること。
- e. 乳幼児の休息や保護者の見守りのための太陽光線を遮ることのできる休養施設を配置すること。
- f. 広場のシンボルとなる大型複合遊具（児童用（6 歳～12 歳））と屋根付きちびっこ広場（3～6 歳）を配置すること。
- g. 屋根付きちびっこ広場（3～6 歳）は、370 m<sup>2</sup>程度設置すること。
- h. 屋根付きちびっこ広場（3～6 歳）は、エリアをチェーンやロープで区分し、保護者と一緒に遊べるスペースを設けること。
- i. 遊具の種類については、安全で魅力のある遊具を選定すること。
- j. 遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準拠すること。遊具については、同協会の製品表示ラベル及び年齢表示シールを貼り付けること。木製遊具は設置しないこと。

- k. 各遊具や休養施設の配置は、利用者の快適性、安全性や動線に配慮すること。
- l. 手洗い場、水飲み場を整備すること。
- m. 遊具広場の排水性や土の飛散防止に配慮すること。
- n. 遊具広場と道路、法面等の境界部には、利用形態に応じて適宜フェンスや車止めなどの管理施設を設けること。

#### ⑥ 公園・芝生広場

- a. 芝生広場として、350 m<sup>2</sup>以上を整備すること。芝生の外側は平板ブロック舗装等で舗装すること。
- b. 芝生の良好な生育管理を図るため、適切な植栽基盤を構築し、暗渠排水設備を適切に設けること。
- c. 可能な限り平坦な芝生スペースを確保するとともに、公園灯やベンチ等を適宜設置し、年齢を問わず利用できる場として整備すること。
- d. 乳幼児の休息や保護者の見守りのためのベンチを配置すること。
- e. 芝生広場と園路等の境界付近を整備する場合は、利用形態に応じて適宜フェンスや植栽、車止めなどの管理施設を設けること。

#### ⑦ 公園・イベント広場

- a. イベント広場として、平坦な 300 m<sup>2</sup>以上の広場を整備すること。
- b. 来園者の憩いの場となり、各種イベントの開催ができる広場とすること。各種イベント開催等の人溜まりを考慮したゆとりある空間とすること。
- c. イベント広場はキッチンカー等の車両の進入・駐車に対応したアスファルト舗装等にすること。なお、キッチンカー用の電気・給水設備等を 1 か所設置すること。それ以上の設備の配置は事業者の提案による。
- d. イベント開催など、町民等がレクリエーション等で利用できる広場とすること。
- e. イベント広場と園路等の境界付近を整備する場合は、利用形態に応じて適宜フェンスや車止めなどの管理施設を設けること。

#### ⑧ 公園・駐車場

- a. 駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置し、外灯（自動点滅及び時間点滅が可能なもの）を適切に配置すること。
- b. 歩行者と車両の動線が可能な限り交錯しないよう、駐車場内での安全が図られるような場内歩行者動線に十分配慮すること。
- c. 駐車場全般の舗装面において、不陸・陥没を生じさせないように配慮して整備すること。
- d. 舗装材については経年変化、劣化、退色及び極度の汚染がないものを選定すること。特に水たまりを発生させないように、舗装材や構造に工夫すること。

- e. 車両及び歩行者のスムーズな通行及び安全確保のため、必要な標識・路面表示を適宜整備すること。
- f. 本施設の利用者等のための小型（普通車）駐車場として、管理棟付近に 85 台以上、多目的スポーツ広場付近に 25 台以上、アーバンスポーツ広場付近に 20 台以上整備し、各施設までのスムーズな動線を確保するようにすること。なお、車いす用駐車場の区画数は条例を遵守することを条件に事業者の提案によるものとし、各施設にアクセスしやすい位置に整備すること。
- g. 普通車用の車路及び車室はワンボックス車が通行及び駐車できる大きさ（車路：5.5m、車室：5m×2.5m 以上）を基本とすること。ただし、駐車台数確保のために軽専用駐車スペースを整備することも可とする。
- h. 駐車区画は白線等で明確に示し、1 区画ごとに車止め、車止めポール等を適宜設置すること。
- i. 駐車場入口には鍵付きのゲートを設置すること。

#### ⑨ 公園・調整池

- a. 調整池の本来機能を損なわず、利用者の安全が確保できる範囲で調整池利用の提案をすること。調整池の雨水貯留深さは 60 cm～1 m であり、これ以上の高さを有する施設へは浸水しない。なお、具体的な施設内容は、モデルプランを参考に事業者から提案すること。子どもの遊び場として活用できる施設の提案を期待する。
- b. 調整池内には、必要に応じて収納庫やベンチやパーゴラ・四阿等、利用者が観戦、休憩できる施設を設けること。なお、雨水貯留に影響しなければ残置してかまわない。水に浸かることで配置した施設に悪影響が及ぶ場合は、雨水貯留前に移動すること。
- c. 調整池内をモデルプランに記載の自転車広場とする提案があった場合は、調整池内で使用するおもしろ自転車は町が購入する。

#### ⑩ 公園・デイキャンプ場

- a. デイキャンプ場は張芝とし、「優良・認定キャンプ場認定基準(日本キャンプ協会)」に則りながら、平坦で多湿ではない、管理が容易な場所に整備すること。
- b. 利用者が利用しやすい位置に水場を設置すること。なお、水場が適切に利用されるよう、自動ストップ機能や使用停止機能を付けるなど管理しやすい設備とすること。

#### ⑪ 建築物・管理棟

管理棟は、本施設等を管理、運営する上で必要となる管理事務所のほか、利用者がくつろいで飲食を楽しめるカフェスペース等、スポーツ施設利用者のためのコインロッカーや更衣室、シャワールーム、トイレ、会議や交流の場となる多目的ホール、防災備蓄倉庫、レンタサイクル管理室等を備えた施設である。

また、一目千本桜の魅力を伝える「桜の伝承施設機能」や桜を眺望しながら休憩できる「テラス席」を備えるほか、本町や周辺の観光案内やサイクリングマップなどの情報を発信したりする空間でもある。

管理棟諸室の面積は以下程度とする。

表 管理棟諸室と面積

| 管理棟 |                     | 延床面積：500m <sup>2</sup> 程度 |
|-----|---------------------|---------------------------|
| 諸室  | 管理事務所               | 30m <sup>2</sup> 程度       |
|     | レンタサイクル管理室          | 80m <sup>2</sup> 程度       |
|     | 多目的ホール（桜の伝承施設機能を含む） | 100m <sup>2</sup> 程度      |
|     | シャワールーム等            | 40m <sup>2</sup> 程度       |
|     | コインロッカー             | 上記に含む                     |
|     | カフェスペース等            | 100m <sup>2</sup> 程度      |
|     | 防災備蓄倉庫              | 20m <sup>2</sup> 程度       |
|     | トイレ                 | 40m <sup>2</sup> 程度       |

## 4. 運營業務（P74～）※主な事項

### (1) 統括管理業務

#### ① 統括マネジメント業務（P79）

統括管理業務では、PFI（BTO）事業の特徴及び本事業の基本理念や目的等を踏まえ、本事業を取り巻く環境や情勢、利用者動向の変化等への柔軟な対応を行いながら、本事業全体の統括マネジメントを実施すること。

#### 【事業全体の統括】

- a. 事業者は事業全体の統括を行う者（以下「統括管理業務責任者」という。）を定め、統括管理業務責任者を中心に、事業者が実施する全ての業務及び付帯事業を円滑に進めるべく、事業契約締結後の設計段階から事業期間終了まで、本事業全体（設計、建設・工事監理、維持管理及び運営並びに付帯事業を含む）を統括し、マネジメントすること。
- b. 本町、関係機関、事業者、各構成企業及び協力企業との調整、個別業務の業務責任者及び業務従事者の管理監督、個別業務の履行状況の管理を行うこと。
- c. 統括管理業務責任者は、本事業全体のリーダーとして、常に業務実施・付帯事業実施に関する状況、問題点、課題を把握し、必要に応じて関係者間の調整や対策を実施すること。

#### ② 事業評価業務（P79）

- ・セルフモニタリングの指導・実施
- ・本事業の実施効果の評価

### (2) 開園準備業務（P81～）

#### ① 開園準備業務（P81）

#### ② 予約システム整備業務（P82）

#### ③ 広報活動及び予約受付業務（P82）

#### ④ 開園式典及び見学会等の実施業務（P83）

### (3) 施設管理運營業務（P83～87）

#### ① 総合案内・広報業務（P83）

#### ② 総務・経理業務（P84）

#### ③ 受付対応業務（P85）

#### ④ 予約受付・使用許可業務（P86）

#### ⑤ パークゴルフ場の大会運營業務（P86）

#### ⑥ 備品管理業務（P86）

#### ⑦ 庶務業務（P86）

### (4) 料金徴収業務（P87～88）

## 5. 付帯事業（P89～）※主な事項

### (1) 民間収益施設（P89～90）

事業者は、本施設等の整備、維持管理・運営等に係る事業の実施に資する事業で、本施設等の用途及び目的を妨げない範囲において、本施設の管理棟の一部（以下「民間収益施設用床」という。）を有効活用し、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能を有する民間収益施設を整備し、維持管理・運営までを行なう付帯事業を行うこと。

なお、民間収益施設の実施は必須とするものであり、事業者は何らかの民間収益施設を必ず実施しなければならないが、その具体的な施設・機能は事業者の提案によるものとする。

- a. 民間収益施設は、本施設等との連携・相乗効果が見込める施設とし、都市公園法の公園施設とすること。
- b. 民間収益施設用床は管理棟の中に計画するものとし、床面積は 100 m<sup>2</sup>程度とすること。
- c. 民間収益施設を整備する部分のうち、躯体・屋根・外壁、内装、建築設備（什器・備品、消耗品等を除く部分）の整備にかかる費用は、本町が事業者を支払うサービスの対価に含めるものとする。
- d. 民間収益施設の整備（什器・備品、消耗品等）及び維持管理・運営に要する費用は、全て事業者が負担する独立採算型にて実施すること。
- e. 民間収益施設を実施する企業（以下「民間収益施設実施企業」という。）は、事業提案書にて提案した内容に従って、民間収益施設の整備及び維持管理・運営を行うこと。
- f. 民間収益施設実施企業は、事業報告書（収支決算書を含む）を毎年本町に提出すること。
- g. 事業者は、本町に対し、使用料として大河原町都市公園条例及び同施行規則の定めるところにより算出した使用料以上で、事業者が提案する金額を支払うこと。また、使用料は原則として 3 年ごとに見直しを行い、必要に応じてこれを改定する。
- h. 民間収益施設は、都市公園法を遵守し、公園施設の設置管理許可の申請をすること。設置管理許可期間は最長 10 年とする。ただし、協議により更新することは可能である。民間収益施設（公園施設）の着工日は、設置管理許可の開始日とし、民間収益施設（公園施設）の営業開始日は、民間収益施設を除く本施設等の運営開始日と同時とする。なお、設置管理許可期間に、民間収益施設（公園施設）の什器・備品等の解体・撤去に要する期間も含むものとする。
- i. 具体的な機能は提案によるものとするが、利用者のニーズとして、利用後に軽食が摂れるカフェスペースなどを望む声等も聞かれるため、眺望等を楽しみながら食事、軽食、飲料を提供できる飲食施設を設けること（25 席程度を想定しているが、事業者の提案により変更可能）。厨房施設及びサービスルーム等の配置、並びに、メニュー及び食事の提供形態等は、事業者の提案による。ただし、その他の物販施設等の提案を拒むものではない。

## (2) 自主運営事業（P90～93）

事業者は、本施設等の運営・維持管理に支障のない範囲で、本施設、パークゴルフ場、本パーク内施設を有効活用した自主運営事業を企画提案し、実施することができる。

なお、自主運営事業のうち、本施設（賑わい交流拠点施設）を活用し、且つ、スポーツ教室、スポーツや本町の文化・一目千本桜の振興を目的としたイベント等を行うものは実施を必須とするものであり、事業者は必ず実施しなければならないが、パークゴルフ場及び本パーク内施設を活用するものは実施を任意とする。また、必須とする自主運営事業、任意とする自主運営事業ともに、具体的な運営内容は事業者の提案によるものとする。

なお、自主運営事業の内容は、事前に（事業提案書の提出前に行う個別対話において）提案内容について本町と協議のうえ、同意を得るものとする。

- a. 本施設等の有効活用、集客力・魅力・利便性を向上するとともに、本町のスポーツ・文化振興、一目千本桜の伝承や交流人口拡大に資するものとして実施すること。
- b. 自主運営事業の内容は、町民が広く利用できる又は参加できるものに限り、特定の団体等にのみ利用できる又は参加できるものは認めない。
- c. 自主運営事業の実施に要する費用（必要な什器・備品等の調達、維持管理・運営等）は、全て事業者が負担する独立採算型にて実施すること。
- d. 自主運営事業において発生すると想定されるリスクは本施設等の運営・維持管理に影響を及ぼさないこととし、自主運営事業に起因するリスクを自らの責任において負担すること。
- e. 自主運営事業の実施に係る光熱水費は事業者の負担とする。光熱水費の負担額は、原則として、子メーターを設置して使用量を計測し、これに基づいて算定する。使用量の計測が困難な場合は、面積割で使用量を定める。
- f. 事業者は、自主運営事業の実績報告（収支状況、参加者数等を含むもの）を、運営業務に係る業務報告書（月次・年間）に付して提出すること。
- g. パークゴルフ場及び本パーク内施設の活用について、積極的な提案を期待する。
- h. 自主運営事業の開始時期は、本施設等の運営開始日に合わせることを。